

第 15 号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
 (垂水 41 生産緑地地区ほか 16 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約104.72ha	

1. 都市計画生産緑地地区中、垂水41生産緑地地区、山田3生産緑地地区、山田58生産緑地地区、伊川谷86生産緑地地区、伊川谷102生産緑地地区、玉津10生産緑地地区、玉津26生産緑地地区、玉津30生産緑地地区、玉津31生産緑地地区の計9地区を廃止する。

2. 都市計画生産緑地地区中、須磨51生産緑地地区ほか2地区を次のように変更する。

名 称	面 積
須磨51生産緑地地区	約 0.05ha
山田30生産緑地地区	約 0.54ha
山田55生産緑地地区	約 0.05ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 都市計画生産緑地地区中、垂水46生産緑地地区ほか4地区を次のように追加する。

名 称	面 積
垂水46生産緑地地区	約 0.07ha
山田60生産緑地地区	約 0.15ha
有野163生産緑地地区	約 0.04ha
有野164生産緑地地区	約 0.06ha
玉津149生産緑地地区	約 0.09ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

また、平成30年度からは平成29年の生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から生産緑地地区の追加指定を推進している。

今回、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区の追加指定又は変更を行うものである。

また、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区について廃止する。

既存の生産緑地地区のうち、農業の主たる従事者が死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったことから、生産緑地法第10条第2項に基づく買取りの申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となることから、廃止又は変更を行うものである。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

良好な都市環境を形成するために保全する生産緑地地区の追加
市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区の廃止
農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
須磨 51	約 0.05ha	約 0.05ha	約 0.00ha	変更
垂水 41	約 0.07ha	—	△約 0.07ha	廃止
垂水 46	—	約 0.07ha	約 0.07ha	追加
山田 3	約 0.11ha	—	△約 0.11ha	廃止
山田 30	約 0.53ha	約 0.54ha	約 0.01ha	変更
山田 55	約 0.21ha	約 0.05ha	△約 0.16ha	変更
山田 58	約 0.44ha	—	△約 0.44ha	廃止
山田 60	—	約 0.15ha	約 0.15ha	追加
有野 163	—	約 0.04ha	約 0.04ha	追加
有野 164	—	約 0.06ha	約 0.06ha	追加
伊川谷 86	約 0.13ha	—	△約 0.13ha	廃止
伊川谷 102	約 0.05ha	—	△約 0.05ha	廃止
玉津 10	約 0.07ha	—	△約 0.07ha	廃止
玉津 26	約 0.06ha	—	△約 0.06ha	廃止
玉津 30	約 0.07ha	—	△約 0.07ha	廃止
玉津 31	約 0.07ha	—	△約 0.07ha	廃止
玉津 149	—	約 0.09ha	約 0.09ha	追加
廃止：9 地区、△約 1.07ha 変更：3 地区、△約 0.15ha 追加：5 地区、約 0.41ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	524 地区	520 地区	△4 地区
面積	約 105.53ha	約 104.72ha	△約 0.81ha